

vol. 2192

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

大分県高教組情報

【発行者】横道 信哉 【印刷】佐伯印刷(株) 【売 価】30円(組合員の購読料は組合費の中に含んで徴収しています)



今号の掲載内容 (掲載順)

- 2018年度賃金確定交渉妥結
 - 両教組 教育長交渉 (10月25日(木) 15:00~ 県庁別館教育委員室)
 - 地公労 総務部長交渉 (11月5日(月) 13:30~ 県庁本館人事課分室)
 - 地公労 知事交渉 (11月15日(木) 15:00~ 県庁本館人事課分室)

2018年度賃金確定交渉妥結

高教組速報第17号で既報の通り、今年度の賃金確定交渉は、11月15日(木)に行なわれた大分県地方公務員労働組合共闘会議(地公労:議長・横道信哉高教組委員長)知事交渉において妥結となりました。

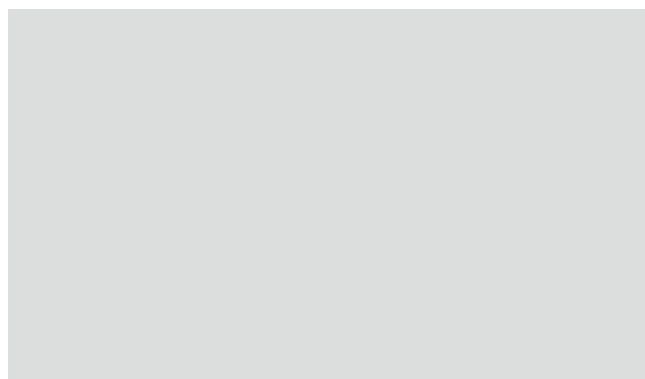
今年度の賃金確定交渉は、大分県人事委員会が5年連続の月例給、一時金の引き上げの勧告を行いました。教職員を含む県職員の長時間労働の是正や諸手当の改善など、これまで議論を重ねてきたものの解決されていない課題は多く積み残されており、それらについて改善を当局に強く求めました。交渉の経過は以下の通りです。

教育長に対し、教職員の賃金改善・超勤縮減を強く求める

両教組 教育長交渉 (10月25日(木) 15:00 ~ 県庁別館教育委員室)

休暇を取得しやすい職場環境づくり、臨時的任用職員の休暇制度の検討に言及

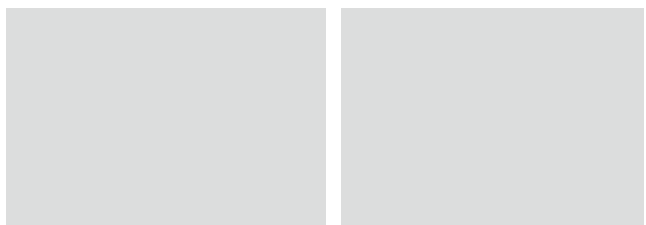
高教組、県教組による両教組教育長交渉には、高教組から支部・単組・専門部の代表と本部執行委員、計24名が参加し、「賃金改善」「人事評価制度」「旅費・通勤手当の見直し」「長時間労働是正」「臨時・非常勤教職員の待遇」などについて議論を行いました。



冒頭、横道信哉両教組協議会議長は、「今年の人事委員会勧告は較差を埋める形にはなったが、給料表だけの改善ではないことには不満が残る。退職まで安心して働ける職場環境の実現のために様々な課題を本日議論したい。長時間労働是正については、タイムレコーダー等で一定の前進はしたがこれはあくまでもスタートであり、実効性のある回答を求めたい。昨年の退職手当の見直しに端を発した高齢層職員の課題は、この場で議論するという知事の回答もあった。また今回提示された旅費の見直しについては痛みが深まるようでは困る。地公労の交渉につなぐという役割

はあるが、教育長としての主体的な回答を求めたい。」と強く訴えました。

続いて、教育長からの回答を手交、法華津教育人事課長が読み上げた後、教育長から補足説明があり、それを受けて議論に入りました。



回答書を手交(左) 回答を読み上げる法華津教育人事課長(右)

10月25日教育長文書回答(冒頭)

賃金引き上げ等に関する追加要求に対し、下記のとおり回答する。

記

- 1 職員給与の改定については、大分県人事委員会の勧告等を尊重したい。

- 2 期末・勤勉手当に係る職務段階別加算については、現行支給規則によりたい。
- 3 初任給決定における中途採用者の採用前歴の取扱いについては、国及び各県の動向等や本県採用者の実態をみていきたい。
- 4 学校事務職員の独自給料表については、引き続き話し合っていきたい。
- 5 諸手当については、大分県人事委員会の勧告等を尊重したい。
- 6 昇給復元については、今後とも引き続き努力していきたい。
- 7 昭和56年度以降の勧告の抑制・凍結にかかわるものについては、要求の趣旨を関係機関に伝えたい。
- 8 昭和50年度の確定時の回復措置については、困難と思われる。
- 9 公立幼稚園の条件整備については、今後とも市町村を指導していきたい

今年度の人事委員会勧告については、教育長の立場として人勤尊重であるという回答でしたが、将来に不安を抱いている青年層からの意見や高齢層の人たちの現状、またこのままの待遇で人材確保ができるのか、などが出されました。人事評価制度に関連して、県の窓口には苦情はあがってきていないということだが、組合としては相談がいくつか入ってきている。現場で苦しんでいる人がいることは認識してもらいたいと訴えました。

臨時・非常勤教職員については、人材確保のためには待遇改善しかないという意見が多数出されました。具体的には、給料表の上限撤廃、年次有給休暇の追加付与の取扱いの改善、非常勤教職員の年次有給休暇の時間単位での取得を可に、などが出されました。教育長からは「2020年4月がターニングポイントとなる。今日聞いた話を参考にして整理していきたい」との回答がありました。旅費・通勤手当の見直しについては、「特に周辺部では旅費の見直しは生活の破壊につながる」、「以前から訴えている休日の部活動指導における高速利用に配慮した改善をお願いしたい」といった訴えがありました。

昨年の退職手当見直しに関わる対応について、昨年度の退職者に対してはある程度の配慮がなされたが、今年から4年間の退職者についても何らかの手当てをするという

のが昨年の妥結時の約束ではなかったか。気持ちよく退職できるような方策をしっかりと行うべきである、と訴えましたが、「皆さんの訴えは関係機関に伝える」という教育長の回答でした。

長時間労働は正については、「とにかく余裕がない状況に変わりはない。一人で落ち着いて考えたり準備したりする時間が必要である。」「衛生管理者を中心に超勤削減にとりくみ、ある程度は達成されたが限界がある。やはり県としても主体的にとりくんでほしい。」といった訴えが出されました。

また、「PTA等で時間外に勤務せざるをえなかった場合、柔軟に勤務の割り振りができるようにしてほしい。」「調理員に関して1日休まないと代替が来ないのは休暇を取りやすい職場環境とは言えない。これは職場の努力で解決できることではないので改善をお願いする。」といった具体的なものも出されました。このような訴えに対して教育長は、「タイムレコーダーや部活動の指針など超勤縮減に向けてのとりくみを少しずつ進めているところ。さらなる改善として何ができるか考えていきたい。」と述べました。

ひと通りの議論を終え、17:45に検討休憩に入り、18:10に再開。以下の通りの最終回答を得ました。

教育長口頭回答（最終）（抜粋）

- 臨時・非常勤職員の待遇改善について、臨時・非常勤職員の職の再設定がより円滑に行われるよう、「臨時・非常勤見直しに係る事務的協議」において、さらに議論をしたい。具体的な内容は事務的協議の場での議論となるが、臨時的任用職員の休暇制度については、正規職員との均衡も考慮し、検討を進めていきたい。また、臨時的任用職員の年次有給休暇の追加付与について、取扱いの改善について、どのようなことができるか考えていきたい。
- 長時間勤務の改善については、具体的なとりくみについて強い要望ももらったと認識し、県教育委員会として改善に向け主体的にとりくんでいきたい。今年度は運動部活動の在り方に関する方針の策定や県立学校へのタイムレコーダーの導入など、学校における働き方改革の推進に向けてとりくんできたところ。今後どのようなことができるのか、勤務実態改善検討会においても協議したい。休暇を取得しやすい環境づくりにも努めていきたい。また、労働安全衛生体制の重要性は十分認識しており、学校現場において徹底されるよう、引き続き管理職を指導していく。
- 退職手当の議論をはじめ、その他の皆さん方からの主張についても、本日の交渉を踏まえて、地公労段階で議論が尽くされるよう、関係機関に伝えていきたい。

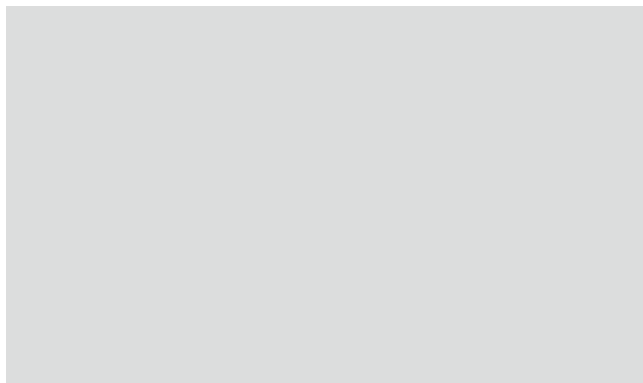
最後に横道議長から「今回教育長が判断し、回答を出していただいた内容は評価したい。人勤事項なので、という箇所がいくつかあったが、人事委員会への働きかけをぜひ教育長からもやっていただきたい。」と強く述べ、18:20に全てを終了しました。



通勤手当200円の減額提示

地公労 総務部長交渉 (11月5日(月) 13:30 ~ 県庁本館人事課分室)
宿日直手当の増額、通勤手当の一部改善を勝ちとる

地公労賃金確定総務部長交渉では、高教組からも45名が参加し、和田総務部長に対し、厳しい職場実態や生活実態を訴え、賃金改善を求めました。



冒頭 横道議長が挨拶の中で、「今年度の人事委員会勧告は月例給、一時金ともアップで一定の評価はできるが私たちの要求がすべて満足されたものではない。昨年の退職手当見直し交渉においての議論で出た号給継ぎ足しは実現したが、依然として高齢者層の給与上の課題は残っていて、この確定交渉の中で議論することとなっていた。また、旅費・通勤手当の見直しの提示もされているが、私たちがよしと思える見直しでなければならない。身を切る努力をしている中、痛みを伴う提示は受け入れられない。退職まで、また退職後も大分県の職員でよかったと思える環境を整えてもらいたい。」と述べ、これに対し、和田総務部長は「地公労のみなさん方には、常日頃からそれぞれの職場で、県政発展、教育振興のための尽力に感謝している。みなさんの意見をしっかりと聞き、誠意をもって対応したい。」と応え、交渉に入りました。

2 自動車等使用者の通勤手当については、人事委員会と協議のうえ、平成31年1月1日から、その使用距離に応じ、別表3のとおりとしたい。

別表3

片道の使用距離	総務部長提示額	現行
2 km以上 4 km未満	1,900円	2,100円
4 km以上 7 km未満	3,900円	4,100円
7 km以上10km未満	6,400円	6,600円
10km以上15km未満	9,100円	9,300円
15km以上20km未満	12,500円	12,700円
20km以上25km未満	15,800円	16,000円
25km以上30km未満	19,400円	19,600円
30km以上35km未満	22,500円	22,700円
35km以上40km未満	25,400円	25,600円
40km以上45km未満	27,900円	28,100円
45km以上50km未満	30,300円	30,500円
50km以上55km未満	33,300円	33,500円
55km以上60km未満	36,400円	36,600円
60km以上65km未満	39,700円	39,900円
65km以上70km未満	43,800円	44,000円
70km以上75km未満	47,800円	48,000円
75km以上80km未満	50,800円	51,000円
80km以上85km未満	53,800円	54,000円
85km以上	55,000円	55,000円

※85km以上の区分を除いたすべての区分において、200円の減額

11月5日総務部長文書回答(冒頭)

- 今回の給与改定については、国の実施を待つて速やかに実施することとしたい。
 - 各職給料表については、人事委員会勧告のとおりとし、平成30年4月1日から適用したい。
また、技能労務職員に適用される給料表のうち、知事部局の農業技術員については別表1のとおり、その他の技能労務職員については別表2のとおりとし、平成30年4月1日から適用したい。
 - 期末手当及び勤勉手当については、平成30年12月1日から、人事委員会勧告のとおり措置したい。
 - 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の扶養手当の経過措置額については、子に係る扶養手当額(職員に配偶者がいない場合を除く。)を9,000円としたい。
 - 宿日直手当については、平成30年4月1日から、人事委員会勧告のとおり支給限度額を引き上げたい。

《文書回答に対する補足説明と口頭回答》

○人勧の取扱いについて：本年度の給与改定については、去る10月5日の人事委員会勧告を受けて以来、国や各県の動向等を踏まえ、鋭意検討を重ねてきた。その結果、回答のとおり、人事委員会勧告を実施したい。

○実施時期について：平成30年の給与改定の実施時期については、現在、10月24日から12月10日までの48日間を会期とする臨時国会が開会中であり、国家公務員給与法改正法案については、本国会での審議も想定されるところ。地方公務員の給与については、地方公務員法に基づく「均衡の原則」により、国家公務員の状況も考慮する必要があることから、回答のとおり、国における給与法改正に係る取扱方針の閣議決定や改正法案の国会への提出・施行等の動向を引き続き注視しながら、可能な限り速やかに実施したい。

○各職給料表について：人事委員会が勧告した給料表のとおり引上げ改定を行い、平成30年4月1日から、遡って適用したい。また、技能労務職員に適用される給料表のうち、

平成29年度以降に採用された知事部局の農業技術員については別表1のとおり、また、その他の知事部局及び教育委員会の技能労務職員については別表2のとおり、他職種に準じて引上げ改定を行い、同じく平成30年4月1日から適用したい。

○**勤勉手当について**：人事委員会勧告のとおり、平成30年12月に支給される勤勉手当の支給割合を現行の0.9月分から0.95月分に、再任用職員については、0.425月分から0.475月分に引上げ改定したい。また、平成31年6月以降については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を現行の0.9月分から0.925月分に、再任用職員については0.425月分から0.45月分に引上げ改定したい。なお、期末手当については人事委員会勧告のとおり、平成31年度以降、6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分したい。

○**扶養手当の経過措置額について**：人事委員会勧告で「平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の扶養手当の経過措置額については、報告で言及した趣旨を踏まえ、所要の改定を行うこと。」と言及されており、本年の公民較差を解消するための職員給与の改定例として、現行8,500円の「子に係る扶養手当額」を500円引き上げることが示されている。以上のことを踏まえ、回答のとおり、現行8,500円の「子に係る扶養手当額」を500円引上げ、9,000円としたい。

○**宿日直手当について**：宿日直手当は、職員の給与に関する条例第20条第1項により、それぞれの宿日直勤務に応じた限度額が定められているが、その支給額については、「限度額を超えない範囲内において任命権者が人事委員会に協議して定める」とされている。今回の人事委員会勧告においては、支給限度額を引き上げるよう勧告されたので、人事委員会勧告のとおり支給限度額を引き上げたいと考えているが、支給額については現行のまま据え置きたい。その理由としては、1つ目が、民間労働法制における手当額の基準を大幅に上回っていること。労働基準法の通達によると、「宿日直手当受給者の平均手当額」が「宿日直勤務対象職員の平均給与日額の3分の1の額」を下回らないようにすることが定められており、国家公務員においてこれらと比較したところ、「平均手当額」が約200円下回っていたことから、人事院が、手当額を200円引き上げるよう勧告した。しかしながら、本県の知事部局と教育委員会の職員でこれらと比較したところ、「平均手当額」が6,645円であったのに対し、「平均給与日額の3分の1の額」が5,823円であり、「平均手当額」が、822円上回っていること。2つ目の理由は、九州各県に比べ、支給額が高くなっていること。特に、特別支援学校においては、本県では、勤務1回につき7,200円を支給しているが、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県の4県は5,900円、鹿児島県は4,200円となっている。これらの点を考慮すると、現時点では、支給額を引き上げる状況にはないと考えているし、宿日直手当は公民較差の算定に係る比較対象給与に含まれておらず、較差を解消するための改定ではないので、ご理解いただきたい。

○**自動車等使用者の通勤手当について**：これまでの交渉において、自動車等使用者の通勤手当額については、「直近3年間のガソリン平均単価と、諸経費の実勢単価及び

燃費に基づいて話し合う」ことを確認しているもので、この考え方に基いて、本日まで、直近3年間のガソリン平均単価と、諸経費の実勢単価及び燃費について調査してきた。その結果、燃費については1ℓ当たり14kmのまま変わらないが、ガソリン平均単価は139.2円から139.8円と0.6円の増加、諸経費は41円から42円と1円の増加であり、合わせて1.6円の増加となったが、増加額が小さいため、手当額を改定するには至らなかった。また、昨年の交渉で皆さん方と話し合った結果、今年12月までの1年間に限った激変緩和措置として、2km以上85km未満の各区分において、ルールに基づき算定された額よりも、一律200円改善しているところ。これは、あくまでも時限的な取扱いであることから、今年12月をもって予定どおり終了したい。以上のことから、2km以上85km未満の各区分の手当額については、200円の引き下げとなる。このことは、これまでの労使間の議論の積み重ねによるルールに基づくものであり、また、限度額が国を大幅に上回っていたり、手当額の算定において諸経費まで考慮に入れるといった、国や他県と比べて手厚いものになっていることも踏まえ、ご理解を賜りたい。

(以上文書回答)

○10月5日に、副知事から地公労に対し、「旅費制度及び通勤手当制度の見直しについて」提示した。職員が、自家用車を使った公務旅行を命じられた場合に支給する車賃については課題が多いため、対外的に説明できるよう制度を見直したうえで、皆さん方からの要望が特に強い高速・特急加算について改善するものであるもので、ご理解いただきたい。

○その他、各要求項目についても任命権者段階の交渉を踏まえて検討したところではあるが、いずれも難しい。

○本日の交渉にあたっては、皆さん方の主張を十分聞き、誠意をもって議論する中で、解決を図りたいと考えているし、総合的な判断を要するものについては、知事交渉で判断ができるよう、制度面・財政面から整理をしたい。

項目ごとに議論を進める中で、以下のような主張がなされました。

●人事委員会勧告についてはこれまでの歴史や実態をしっかりと理解したうえで、前向きな内容の回答をお願いしたい。
●地域手当がない等根本的な較差そのものが課題である。その差を埋める手立てのあるなしで私たちに影響が出るのはいかがなものか。将来を見据えての発想は今のところない。中央との較差がなくなるような検討をしていくべきである。

●号給継ぎ足しはずっと要求してきた。今回継ぎ足しが行われたのは「退職手当減額」における議論をふまえてのもの。継ぎ足しが一部にしか実現できなかったのはいかがなものか。昨年人事評価で上位評価をもらい、最高号給に張り付いているがために昇給できなかった人たちの措置はどうするのか。実際の効果が出ていないのでは意味がない。

●評価制度においてその制度面だけを前面に出されるとモチベーションはあ



がらない。働いている人たちの気持ちを汲んで考えてもらいたい。

●管理職が自分の専門の教科以外を評価するのは難しい。だから偏った数値目標でしか判断できなくなる。本来私たちがめざしている教育とは異なっていく危険性がある。

●通勤手当の減額はすべての組合員に影響が出てくる。長距離通勤を多数の職員が強いられている実態にしっかり目を向けた検討をしてもらいたい。旅費の見直しも含めこの提示のままの実施になると、人勤による賃金のアップ分が帳消しになる。またそもそも高齢者層については賃金改善にはなっていないので、単なる減額措置である。

●バスと電車を併用している場合、バス料金は考慮されず、全くの手出しとなっている。

●宿日直手当については勤務の割り振りが無い等の職場実態を踏まえた検討をお願いしたい。本来教員がすべきことではないのではないのか。

●タイムレコーダー等による客観的な勤務時間把握が始まったが、出た結果を待たずに予想してできることはたくさんあるはずである。待たなしの状況であることを踏まえた職場環境の見直しに今すぐ着手すべきである。

以上のような主張を受け、50分の検討休憩の後、総務部長から下の追加回答と内容説明がありました。

11月5日総務部長文書回答（追加）

前回の回答に次のとおり追加する。

- 1 宿日直手当については、平成30年4月1日から、支給額を引き上げたい。
- 2 特急の利用を認められた職員が、バスを併用する場合における通勤手当額については、平成31年4月1日から、鉄道運賃とバス料金を合算した額が、1か月当たり55,000円を超える場合には、55,000円を超える額の5分の4に相当する額を加算する取扱いに改めたい。

《文書回答に対する補足説明》

○回答1について：宿日直手当の支給限度額については、人事委員会勧告のとおり引き上げる一方で、支給額については引き上げる状況にはないことを申し上げたところではあるが、本日の交渉において、皆さん方から、「宿日直勤務の大変な職場実態や、どの職場でも人数が限られており、負担が大きくなっていることも考慮すべきだ」との主張があったことを踏まえ検討を行った結果、回答のとおり、平成30年4月1日から、支給限度額の引上げに合わせ、支給額についても引き上げたい。

○回答2について：特急利用者が、バスを併用する場合の通勤手当額については、鉄道運賃のみで1か月当たり55,000円を超える場合には、鉄道運賃のみを加算し、バス料金の加算を行っていなかったが、本日の交渉における皆さん方の主張を踏まえ検討した結果、回答のとおり、平成31年4月1日から、鉄道運賃とバス料金を合算して、1か月当たり55,000円まで支給し、合算した額が55,000円を超える場合は、超える額の5分の4に相当する額を加算する

取扱いに改めたい。

《検討結果》

○自動車等使用者の通勤手当の改善について：ガソリン代の高騰に伴う通勤手当の改善について、皆さん方から強い改善要求をいただいたが、労使で確認したこれまでの算定ルールに基づき手当額を改定してきた経緯があることや、本県の通勤手当制度全体として、国や他県と比べて有利な取扱いになっていることから、私の段階では、本日の回答内容でご理解いただきたいと考えているが、皆さん方の強い主張については、上司に伝えたい。

○今回の人事委員会勧告で号給継ぎ足しがあった研究職、教育職（一）及び教育職（二）の各給料表において、既に55歳に到達し昇給停止になっている職員の給料について：既に特別昇給が廃止をされている中、制度上、後から号給が継ぎ足されたからといって、人事評価結果に基づかないまま、遡って昇給させることはできないと考えているが、皆さん方の強い主張については、高年齢層の給与上の課題解決策として工夫ができないか、上司に伝えたい。また、人事評価結果を反映できないことに対する課題についても、同様に高年齢層の給与上の課題であるので、合わせて上司に伝えたい。

○今年の給与改定の実施時期について：地公法の趣旨に沿って、給与が決定される仕組みであることを踏まえ、交渉の中でも申し上げたとおり、国における給与法改正に係る取扱方針の閣議決定や改正法案の国会への提出・施行等の動向を注視しながら、可能な限り速やかに実施したい。

○長時間労働の是正について：「勤務時間の適正把握に止まらず、業務量の削減や人員増など真に実効性のあるとりくみを進めてもらいたい。」との主張をはじめ、健康に影響を及ぼしかねない様々な現場実態のお話があった。知事部局、教育委員会ともに、長時間労働の是正は待たなしの状況であることは認識しているし、交渉の中でも申し上げたとおり、今年度を働き方改革元年として、皆さん方に改善を実感してもらえるよう、これまで以上に実効性のあるとりくみを進めていきたい。「勤務時間管理システム」や「タイムレコーダー」の導入により、これまで把握できていなかった勤務実態を客観的に把握できるようになる。現段階で十分な検証ができるだけのデータは集計できていないが、勤務実態の把握と検証をファーストステップとして、不転の覚悟で長時間労働の是正にとりくんでいきたい。とりわけ長時間労働は、職員の健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、労働安全衛生や健康管理上の重要な課題であると考えているので、引き続き、努力する。また、学校現場の超勤縮減については、これまで申し上げたとおり、教育委員会任せにすることなく、県庁全体の問題として捉えたうえで、皆さん方が健康で職務に精励できるよう努力することが、何よりも重要であると考えているので、本日の皆さん方の切実なご意見を強く教育委員会に伝えるとともに、教育委員会と意見交換をしながら、できる限りの支援をしたい。その他も含め、本日の交渉の中で、学校現場の皆さん方から主張のあった事項については、教育委員会にしっかり伝える。

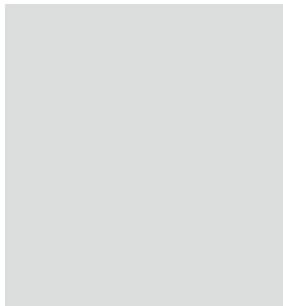
○ただいま申し上げたとおり、皆さん方の要求にすべて沿うことはなかなか難しいが、本日の交渉の経過は上司に伝

え、私としても知事交渉に向け、最大限の努力をしたい。

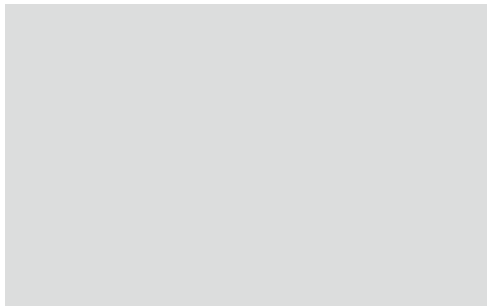
これが総務部長からの精一杯の回答であると判断し、最後に横道議長から「部長段階で判断していただいた内容については評価する。長時間労働は正については現場から切

実な思いを伝えた。教育現場への後押しをお願いしたい。あらためて知事段階で私たちの志気の向上につながるような回答を求めたい。」と述べ、総務部長も了承したことから、18：45に交渉を終了しました。

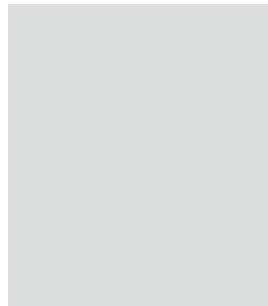
**旅費見直し 当初提示1km 20円→25円で決着 通勤手当 減額提示から現状維持に押し戻す
地公労 知事交渉 (11月15日(木) 15：00～ 県庁本館人事課分室)
今年1月人事評価結果が反映されなかった最高号給の職員への救済措置実施**



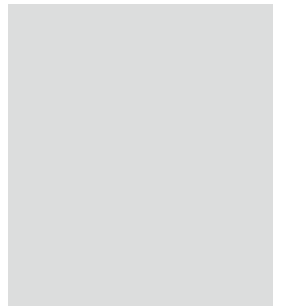
横道地公労議長



応援に駆けつけた地公労県議団の皆さん



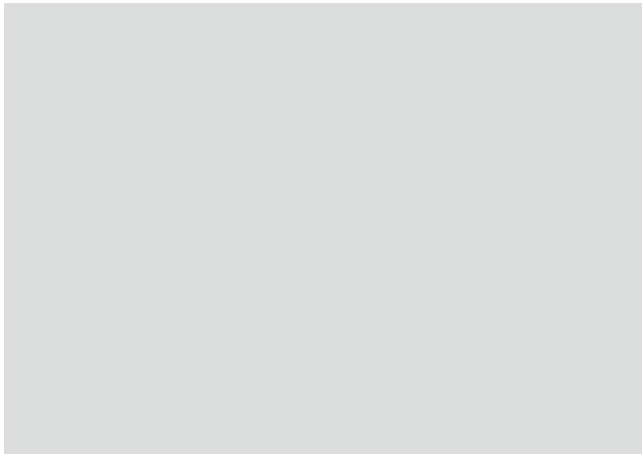
那賀地公労事務局長



決意表明をする渡邊高教組青年部長

賃金確定交渉を締めくくると知事交渉には、高教組から支部・現業職組・事務職組の代表をはじめ各分会と本部執行委員の計50人で臨みました。

旅費の見直しや通勤手当の減額の問題、さらには高齢者層の給与上の課題等が残されたまま臨んだ知事交渉でしたが、広瀬知事から全権委任を受けた二日市副知事に対し、人事委員会勧告により月例給・一時金のアップや号給継ぎ足し等の前進があったとはいえ、私たちの生活が改善しているとは言えないという立場で、現状の厳しい勤務実態や生活実態を訴えました。



交渉に先立ち、副知事から「高齢者層の給与上の課題解決」についての考え方が述べられ、次のような冒頭回答が示されました。

《「高齢者層の給与上の課題解決」についての副知事見解》
昨年度の退職手当見直し交渉については、皆さん方と合意できたことに対し、改めて感謝申し上げる。退職手当見直し交渉は退職手当について議論する場であったため、直接、給与上の改善措置を行うことはできなかったことから、交渉の最終局面で、私から「平成30年度給与改定交渉に向けて、高齢者層の職員に対する給与上の課題解決に努力していきたい」と申し上げた。本日の交渉においては、皆さん方の強い思いや総務部長交渉での議論を踏まえ、私

し、再度皆さん方の主張をお聞きした上で、高齢者層の給与上の課題解決に向けて、工夫できるものについては、工夫していくという姿勢で臨みたい。

副知事文書回答(冒頭)

前回までの回答に次のとおり追加する。

- 55歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職していることにより昇給停止し、研究職給料表3級、教育職給料表(一)2級又は教育職給料表(二)2級の現行の最高号給から昇給できない職員については、平成31年1月1日に、所要の措置を講じたい。
なお、詳細については、別途事務的に協議したい。
- 自動車等使用者の通勤手当については、人事委員会と協議のうえ、平成31年1月1日から、その使用距離に応じ、別表のとおりとしたい。

通勤手当

〔自動車等使用者の支給額〕

片道の使用距離	副知事提示額	総務部長提示額
2km以上4km未満	2,000円	1,900円
4km以上7km未満	4,000円	3,900円
7km以上10km未満	6,500円	6,400円
10km以上15km未満	9,200円	9,100円
15km以上20km未満	12,600円	12,500円
20km以上25km未満	15,900円	15,800円

片道の使用距離	副知事提示額	総務部長提示額
25km以上30km未満	19,500円	19,400円
30km以上35km未満	22,600円	22,500円
35km以上40km未満	25,500円	25,400円
40km以上45km未満	28,000円	27,900円
45km以上50km未満	30,400円	30,300円
50km以上55km未満	33,400円	33,300円
55km以上60km未満	36,500円	36,400円
60km以上65km未満	39,800円	39,700円
65km以上70km未満	43,900円	43,800円
70km以上75km未満	47,900円	47,800円
75km以上70km未満	50,900円	50,800円
80km以上85km未満	53,900円	53,800円
85km以上	55,000円	55,000円

※85km以上の区分を除いたすべての区分において、総務部長提示額より100円の増額（現行より100円の減額）

《副知事補足説明》

○回答1の55歳に到達し昇給停止になっている職員の給料の逆転について：今年度の人事委員会勧告において、研究職給料表3級、教育職給料表（一）2級及び教育職給料表（二）2級にそれぞれ4号給継ぎ足すよう勧告されたところであるが、既に55歳に到達し昇給停止になっている職員については、後から号給が継ぎ足されたからといって、人事評価結果に基づかないまま、遡って昇給させることはできない。しかしながら、皆さん方から「後輩に追い越されている状況を改善してほしい。」との強い主張があったことや、高年齢層の給与上の課題解決策として、回答のとおり、平成31年1月1日に、所要の改善措置を講ずる方向で検討したい。なお、詳細については、別途事務的に協議したい。

○回答2の交通用具使用者の通勤手当額の改定について：総務部長交渉の段階で、これまで皆さん方と話し合って定めたルールである、直近3年間のガソリン平均単価と諸経費及び燃費に基づいて算定した手当額を回答したところ。この手当額について、皆さん方から「ガソリン代が高騰しているので配慮してもらいたい。」との強い主張があったことや、本県では、多くの方が交通用具を使用して通勤しているという実態を踏まえ、交通用具使用者の通勤手当額については、人事委員会と協議のうえ、総務部長交渉で示した手当額よりも引き上げることとしたい。具体的には、2km以上85km未満の距離区分において、本年12月で激変緩和措置は終了するが、平成31年1月から12月までの間については、特例措置として、ルールに基づいた手当額より一律100円の引上げとしたい。

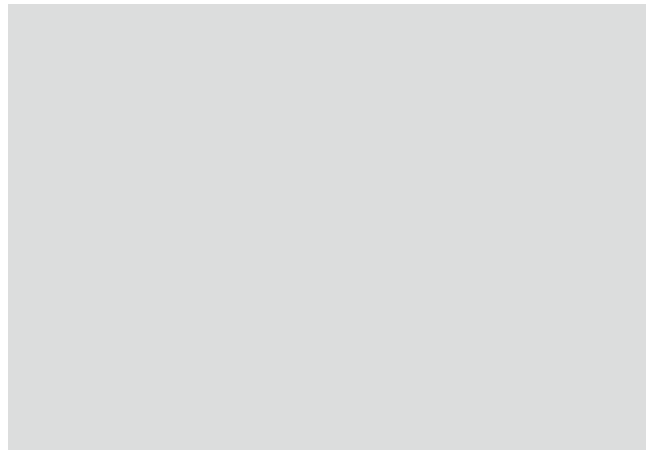
《副知事見解》

○給与改定の実施時期について：先般の総務部長交渉において、皆さん方から、「国の動向とは関係なく、大分県において主体的に判断すべきだ。」との主張をいただいている。総務部長交渉でも申し上げたとおり、地方公務員の給与については、地方公務員法に基づく「均衡の原則」により、国家公務員の状況も考慮する必要がある。去る11月6日に、給与法改正案が国会に提出され、現在、国会において審議されているので、その審議状況を踏まえて、可能な限

り速やかに実施したい。

○このほか、これまでの交渉の中で議論された内容については、総務部長から詳細に報告を受け、本日まで検討を重ねてきたので、それぞれの項目の中で、私の考え方を示しながら、議論させていただきたい。なお、学校現場の超勤縮減については、教育委員会において、「勤務実態改善検討会」等を通じて具体的なとりくみを進めていくと聞いているが、総務部長交渉での皆さん方の主張や、健康に影響を及ぼしかねない切実な現場実態を踏まえ、知事部局としても、教育委員会任せにすることなく、県庁全体の問題として捉え、引き続き教育委員会の話を聞きながら、できる限りの支援をしていきたい。また、学校現場以外の超勤縮減についても、引き続き努力していきたい。

○本日の交渉は、本年の給与改定について議論する最後の交渉であるので、再度皆さん方の主張を聞き、対応できるものがあれば対応するという姿勢で臨んでいる。



以上の回答を受け、交渉団からは、これまで積み重ねてきた議論に重ねながら、生活実態、職場実態を踏まえ、課題解決を求めました。特に、交渉団からの主な主張は以下の通りです。

●格差解消とはなっているが、現給保障を受けている、扶養する子がいらない職員にとっては改善したとは言えない。全職員が実感できる改善を。

●評価を給与に反映するにあたって、その趣旨を生かすためには、最高号給に張り付いた職員の課題は対処しておくべきであった。運がいい、悪いでは済まされない。

●バワハラの実態があり、そんな管理職には評価されたくないという声もある。

●評価制度は学校現場にはなじまない。人事評価の結果、望まない昇任となり、モチベーションを下げている実態がある。

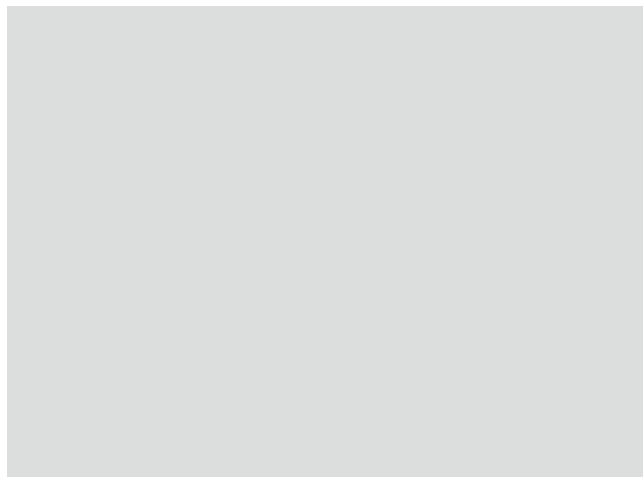
●青年層は今の生活だけでなく、将来にも不安を抱えている。「やりがい」では生きていけない。

●タイムレコーダー等で勤務時間を把握する目的を理解しておらず、超勤実態を隠そうとする管理職がいる。

●私用車を公務で使わせるにあたって、大きな負担を強いてはならない。

●旅費も通勤手当もすでに生活給の一部となっている。これらの減額は生活に大きな影響がある。

以上の議論うけて、交渉は18：33に検討休憩に入りました。休憩終了後21：00交渉を再開し、交渉室に入室した広瀬知事から、「地公労の皆さん方には、日々県行政、教育行政の第一線においてご努力されていることに、感謝申し上げます。本日の交渉での皆さん方の要求内容については、先程、副知事から詳細な報告を受けたところ。諸般の事情を総合的に勘案し、検討した結果をお示しするので、是非ともご理解ご協力を賜りたい」と述べ、次の最終回答が示されました。



11月15日知事文書回答（最終）

前回までの回答に、次のとおり追加する。

- 1 平成31年4月1日から適用する車賃の額を、1キロメートルにつき25円としたい。
- 2 各職給料表の最高号給に到達した職員が、人事評価により昇給区分がA又はBとなった場合には、人事委員会と協議のうえ、昇格後の号給を決定する際に考慮したい。なお、詳細については、別途協議することとしたい。
- 3 研究職給料表3級、教育職給料表（一）2級又は教育職給料表（二）2級が適用される職員のうち、平成30年1月に人事評価結果を反映できなかった最高号給の職員については、平成31年1月1日に、所要の措置を講じたい。なお、詳細については、別途協議することとしたい。
- 4 自動車等使用者の通勤手当については、人事委員会と協議のうえ、平成31年1月1日から、その使用距離に応じ、別表のとおりとしたい。

以上について交渉団は、口頭回答を含め、当局として総合的に検討し、判断した精一杯の結果であると受け止め、21：10妥結しました。

妥結後、広瀬知事に直接各単組の抱える課題の投げ掛けを行い、21：50に交渉の全てを終了しました。

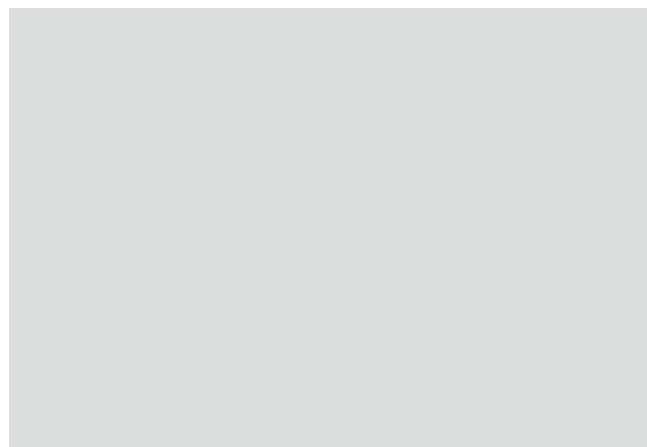
高教組からの主張

1. 臨時・非常勤教職員の待遇改善

学校現場で働く常勤臨時講師正規職員をなんら変わらない働き方をしているにもかかわらず、格付けや昇給に違いがある。2020年度に向け、臨時・非常勤制度の見直しが進められている中で、「会計年度任用職員」ばかりが目されているが、学校現場には「定員内講師」といって本来正規採用されるべき人たちがいる。法改正の趣旨は、このような人たちをきちんと採用することでもある。会計年度任用職員制度導入に向けての条件整備を急ぐとともに、「同一労働同一賃金」の観点から、待遇改善をお願いしたい。

2. 高齢層（再任用者も含めて）教職員の待遇改善

今交渉で、号給継ぎ足し、最高号給に張り付いた教職員に対する措置を講じていただいたことに感謝はするが、昨年度末退職手当の減額に十分見合うものとなっていない。これまで高齢層の職員は、総合的な見直しに伴う減給保障で、賃金は改善されておらず、厳しい状況が続いている。学校現場は、再任用教職員に頼らなければならない状況で、今後さらにその状況が強まることが予想される。無年金期間があっても再任用を希望しない教職員がいる事態を踏まえ、高齢層の士気の上がる給与の改善をお願いしたい。



第25回参議院通常選挙（全国比例区）立候補予定者（日政連）

第25回参議院通常選挙

みずおか俊一 しゅんいち

全国比例区立候補予定者



教育、くらし、平和
希望ある未来を子どもたちに！

みずおか俊一 後援会

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館7F
電話：03-6265-6078 FAX：03-6265-6079

- ・各職給料表の最高号給に到達した職員が、人事評価により昇給区分がA又はBとなった場合には、昇格後の号給を決定する際に考慮
- ・研究職給料表3級、教育職給料表(一)2級又は教育職給料表(二)2級が適用される職員のうち、2018年1月に人事評価結果を反映できなかった最高号給の職員については、平成31年1月1日に、所要の措置を講ずる。

② 通勤手当 (2018. 1. 1 ~)

- ・自動車等使用者の支給額は下表の通り (2019.1.1 ~)
〔自動車等使用者の支給額〕

片道の使用距離	現行手当額	総務部長回答		副知事回答		知事最終回答		
		手当額	現行より	手当額	現行より	手当額	総務部長回答より	現行より
2km以上 4km未満	2,100円	1,900円	▲200円	2,000円	▲100円	2,100円	+200円	0円
4km以上 7km未満	4,100円	3,900円	▲200円	4,000円	▲100円	4,100円	+200円	0円
7km以上10km未満	6,600円	6,400円	▲200円	6,500円	▲100円	6,600円	+200円	0円
10km以上15km未満	9,300円	9,100円	▲200円	9,200円	▲100円	9,300円	+200円	0円
15km以上20km未満	12,700円	12,500円	▲200円	12,600円	▲100円	12,700円	+200円	0円
20km以上25km未満	16,000円	15,800円	▲200円	15,900円	▲100円	16,000円	+200円	0円
25km以上30km未満	19,600円	19,400円	▲200円	19,500円	▲100円	19,600円	+200円	0円
30km以上35km未満	22,700円	22,500円	▲200円	22,600円	▲100円	22,700円	+200円	0円
35km以上40km未満	25,600円	25,400円	▲200円	25,500円	▲100円	25,600円	+200円	0円
40km以上45km未満	28,100円	27,900円	▲200円	28,000円	▲100円	28,100円	+200円	0円
45km以上50km未満	30,500円	30,300円	▲200円	30,400円	▲100円	30,500円	+200円	0円
50km以上55km未満	33,500円	33,300円	▲200円	33,400円	▲100円	33,500円	+200円	0円
55km以上60km未満	36,600円	36,400円	▲200円	36,500円	▲100円	36,600円	+200円	0円
60km以上65km未満	39,900円	39,700円	▲200円	39,800円	▲100円	39,900円	+200円	0円
65km以上70km未満	44,000円	43,800円	▲200円	43,900円	▲100円	44,000円	+200円	0円
70km以上75km未満	48,000円	47,800円	▲200円	47,900円	▲100円	48,000円	+200円	0円
75km以上80km未満	51,000円	50,800円	▲200円	50,900円	▲100円	51,000円	+200円	0円
80km以上85km未満	54,000円	53,800円	▲200円	53,900円	▲100円	54,000円	+200円	0円
85km以上	55,000円	55,000円	0円	55,000円	0円	55,000円	0円	0円

- ・特別料金等加算の見直し
高速利用
○ETC利用者 {片道の高速料金×50%}×31回+(片道の高速料金×11回)×4/5
○現金利用者 (片道の高速料金×21日×2回)×4/5
特急利用
○特急利用者 普通運賃と合わせ、月55,000円まで支給。月55,000円(6月330,000円)を超える鉄道賃については、4/5まで支給。
- ・特急とバスを併用する場合における通勤手当額については、鉄道運賃とバス料金を合算した額が、1か月当たり55,000円を超える場合には、55,000円を超える額の5分の4に相当する額を加算(2019.4.1~)

③ 扶養手当 (2018. 4. 1 ~)

- ・扶養手当の経過措置額について、子に係る扶養手当額現行8,500円を9,000円に500円の引き上げ。

④ 宿日直手当 (2018. 4. 1 ~)

- ・勤務1回に係る支給限度額を現行7,200円から7,400円に200円引き上げ。これに伴い支給額も引き上げ。

⑤ 旅費車賃 (2019. 4. 1 ~)

- ・〔提示〕1kmあたり20円 → 25円